

清水町ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、清水町広告掲載要綱(平成19年告示第47号。以下「要綱」という。)に基づき、町がインターネット上に公開している清水町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。)とする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第3条 広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとし、町が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、1枠につき縦60ピクセル×横120ピクセル、データ容量4キロバイト以内、GIF(透過GIF不可)・JPEG・PNG形式とする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金(以下「掲載料金」という。)は、1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、12か月を限度とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 町ホームページへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の1か月前までに、要綱に規定する広告掲載申込書に広告の原稿を添えて申し込むものとする。

(広告掲載料金の納付)

第8条 要綱第8条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、第5条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて、一括納付するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の内容、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

する。

- 2 第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間内に、清水町の都合で町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、清水町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載料金の還付)

第12条 要綱第14条ただし書による既納の掲載料金の還付を行う場合、既納の掲載料金の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。